

令和5年度4月 荒立自治会定例会

令和5年(2023年) 4月1日

会長連絡

1. 横浜市町内会連合会3月定例会結果報告

- ① 「令和5年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について
横浜市があらかじめ保険会社と保険契約を締結する「横浜市市民活動保険」の制度について、令和5年度も引き続き実施いたします。
次ページに補償内容を抜粋しました。詳細は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.tsurumi-kurenkai.net/files/documents/202303siryou.pdf>



2. 鶴見区自治連合会関係議題

- ① 「東部方面斎場(仮称)整備通信 No.6」の発行について
② 消防団だより(Vol.9)の掲出について
③ 令和5年度三ツ池公園(文化・環境)フェスティバルの案内について
令和5年度は5月20日に三ツ池公園(文化・環境)フェスティバルを開催します。
④ 令和5年度「横浜市交通安全運動実施計画」及び「新入学児童・園児を交通事故から守る運動」について
期間 令和5年4月5日(水)~4月11日(火)(7日間)

3. 鶴見区自治会連合会単独議題

4. 鶴見区自治会連合会理事会議題

5. 荒立自治会単独議題

- ① 第33回荒立自治会定期総会4月23日(日)19時より

その他

令和4年度の活動報告をワープロで作成いただいたときは、komine@vega.ocn.ne.jp 宛にメールでお送りください。手書きのときは紙で結構です。



各部会/委員の連絡と報告

- ・ 民生委員
- ・ 婦人部
- ・ 家庭防災部
- ・ 防災部
- ・ 防犯部
- ・ 保健活動推進委員
- ・ 福祉厚生部
- ・ 消費生活推進委員
- ・ 青少年指導委員
- ・ 子供会
- ・ スポーツ推進委員
- ・ 交通部
- ・ 公園管理委員
- ・ 環境事業推進委員

この資料は、こちらのページでもご覧いただけます。
https://terao.yokohama/aradachi_teirei



補償内容



賠償責任事故	ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、 法律上の賠償責任を負った場合に 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 ※免責金額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。			
	区分	保険金額(限度額)	自己負担額	内容
	身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000円	他人の身体に損害を与えた場合
	財物賠償	1事故 500万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合			

傷害事故	ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区分	保険金額	内容
	死亡	1名 500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20~500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
	入院	1日 3,500円(180日限度)	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ 医師のいる医療機関 で診断・治療を受けてください。
	通院	1日 2,500円(90日限度)	
手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から180日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1回の手術に限る)	

※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと